**■大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説新旧対照表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **頁** | **項目** | **旧** | **新** |
| 69 | 移動等円滑化経路 | 〔解説〕  ○「特別特定建築物」及び「条例で追加する特定建築物」の各利用居室に至る経路のうち、１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、政令第18条において、移動等円滑化経路上に存在する出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路について規定している。  ○政令第18条第1項及び条例第24条第2項では、次の３つの経路のうち、それぞれ１以上を移動等円滑化経路にしなければならないと規定しており、特に、基準適合義務の対象となる建築物のうち、階と階の間の上下移動が伴うものについては、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（以下、「エレベーター等」という。）の設置が必要となる※。   * 政令第18条第1項第1号で「垂直移動が1層分までは、エレベーター等の設置の義務はない」という趣旨の規定がなされているが、条例第24条第2項において、設置義務のない1層分の垂直移動に関してもエレベーター等の設置を求めている。（床面積の合計が500㎡以上のものに限る）   ○また、条例第24条第3項は、条例で上記の規定（条例第24条第2項）を追加したことにより、政令で移動等円滑化経路を求めている経路と重複するのを避けるための規定である。  ○条例第24条第4項では、床面積の合計が500㎡未満の建築物について、政令第18条に定める基準への適合を求めている。これにより、廊下幅等は120cmの幅が必要になり、移動等円滑化経路は「道等から各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）」だけでなく「利用居室から車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設から利用居室」までも必要となる。  【500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合の移動等円滑化経路のイメージ】  　　　　　　移動等円滑化経路としなければならない経路  Ａ　道等～各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）（政令第18条第1号）  Ｂ　利用居室～便所（第18条第2号）  Ｃ　駐車場～利用居室（第18条第3号）  71  1．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｂ  利用居室  便所  2．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  エレベーター等の設置　必要  Ｃ  Ａ  Ｂ  利用居室  便所  駐車場  3．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　任意  ※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  利用居室  便所  Ｂ  Ａ  利用居室  4．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  エレベーター等の設置　任意  ※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  Ａ  Ｃ  Ｂ  便所  利用居室  利用居室  駐車場  72  5．利用居室と車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　任意  Ａ  利用居室  Ｂ  便所  6．利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合　エレベーター等の設置　任意  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  Ａ  Ｂ  利用居室  利用居室  便所  便所  7．利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｂ  便所  利用居室  8．利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｃ  駐車場  利用居室  9．利用居室が1階と2階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合　エレベーター等の設置　任意設置  Ａ  利用居室  Ｂ  便所  利用居室 | 〔解説〕  ○「特別特定建築物」及び「条例で追加する特定建築物」の各利用居室に至る経路のうち、１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、政令第18条において、移動等円滑化経路上に存在する出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路について規定している。  ○政令第18条第1項及び条例第24条第2項では、次の３つの経路のうち、それぞれ１以上を移動等円滑化経路にしなければならないと規定しており、特に、基準適合義務の対象となる建築物のうち、階と階の間の上下移動が伴うものについては、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（以下、「エレベーター等」という。）の設置が必要となる※。   * 政令第18条第1項第1号で「垂直移動が1層分までは、エレベーター等の設置の義務はない」という趣旨の規定がなされているが、条例第24条第2項において、設置義務のない1層分の垂直移動に関してもエレベーター等の設置を求めている。（床面積の合計が500㎡以上のものに限る）   ○また、条例第24条第3項は、条例で上記の規定（条例第24条第2項）を追加したことにより、政令で移動等円滑化経路を求めている経路と重複するのを避けるための規定である。  ○条例第24条第4項では、床面積の合計が500㎡未満の建築物について、政令第18条に定める基準への適合を求めている。これにより、廊下幅等は120cmの幅が必要になり、移動等円滑化経路は「道等から各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）」だけでなく「利用居室から車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設から利用居室」までも必要となる。  ○なお、条例上、エレベーター等の設置が不要の場合であっても、車椅子使用者用便房を地上階に設置すること、上下階を移動するためのエレベーターを設置することなど、利用居室や便房の配置計画の工夫等により、誰もが使いやすい施設整備を進めることが重要である。  〔参考：大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン〔21〕小規模店舗における設計ガイドライン等を参照すること〕  【500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合の移動等円滑化経路のイメージ】  　　　　　　移動等円滑化経路としなければならない経路  Ａ　道等～各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）（政令第18条第1号）  Ｂ　利用居室～便所（第18条第2号）  Ｃ　駐車場～利用居室（第18条第3号）  1．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｂ  利用居室  便所  2．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  エレベーター等の設置　必要  Ｃ  Ａ  Ｂ  利用居室  便所  駐車場  3．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　任意  ※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  利用居室  便所  Ｂ  Ａ  利用居室  　4．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  エレベーター等の設置　任意  ※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  Ａ  Ｃ  Ｂ  便所  利用居室  利用居室  駐車場  削除  5．利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合　エレベーター等の設置　任意  ※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）  Ａ  Ｂ  利用居室  利用居室  便所  便所  6．利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｂ  便所  利用居室  7．利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要  Ａ  Ｃ  駐車場  利用居室  削除 |